平成13年2月11日　第1301号　発行：湯沢町役場総務課

広報ゆざわ

わたしたちのねがい

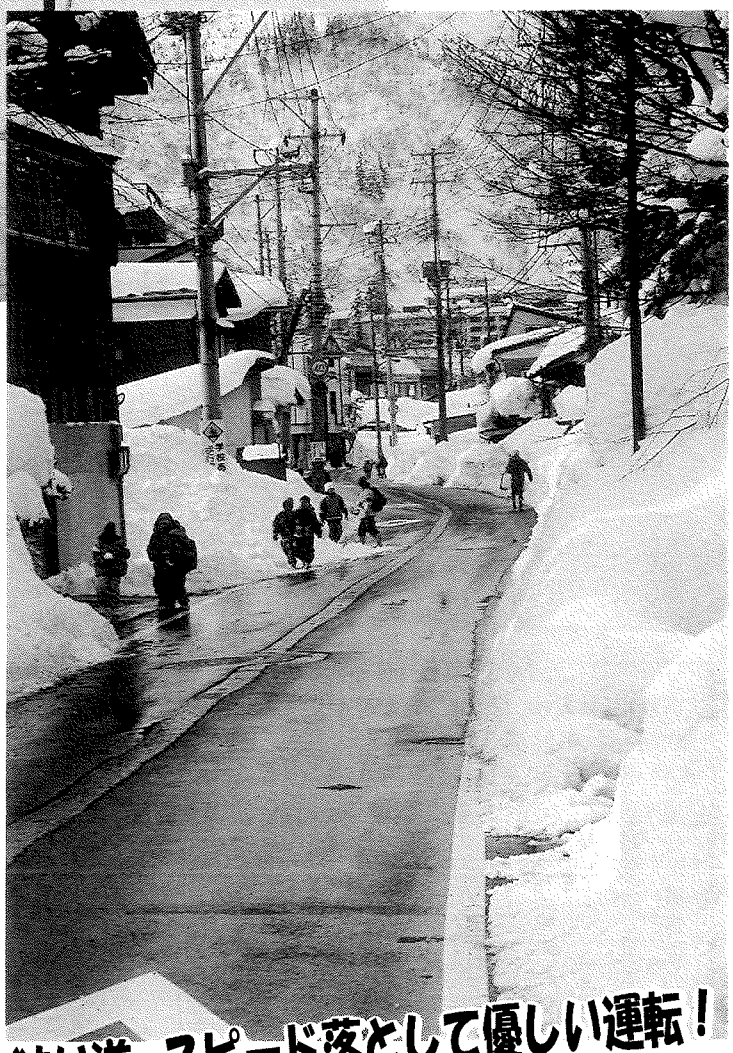
湯沢町町民憲章

美しい自然につつまれた雪のまち湯沢
清らかな愛情あふれるまち
すこやかな活力みなぎるまち
さわやかな誰もが訪れたいまち
みんなで力をあわせ
豊かで明るく住みよい
文化の香り高いまちをつくりましょう



一年で一番寒い月は、何月だと思いますか。

気象庁によると、全国の一54地点の気象官署のうち約半数の75地点で、一月に最低気温を記録しているそうです。



狭い道、スピード落として優しい運転！

平成6年から12年の湯沢町役場の観測では、最低気温を記録した月は、一月3回、2月2回、3月2回で、どの月が一番とは決められません。ただし、最低気温の平均値が最も低い月をみると、2月が4回、一月が3回ですので、湯沢が一番寒い月は2月ということになるのでしょうか。

さて、この冬は一月にまとまった降雪がありました。除雪車はフル稼働、大人は連日の除雪でくたびれる一方、子どもたちは雪が降ろうが、寒かろうが元気いっぱいに遊んでいます。でも、雪とたわむれている子どもたちは車に注意が向きません。積雪で狭くなっている道路は非常に危険ですし、道路にたまった水を車に浴びせられることもあります。ドライバーの皆さん、十分スピードを落として走行してください。子どもたちや歩行者、除雪をしている人に優しい運転をお願いします。

清津川ダムの近況

ダム事業の継続決まる

昨年8月からの与党三党による公共事業の抜本的な見直しのなかで、清津川ダムが新聞、テレビ等で大きく取り上げられました。

事業評価監視委員会における審議の結果、「実施計画調査を継続することは妥当である」とされましたが、次の4つの意見が付されました。

①信濃川水系の治水、利水、環境面の課題の検討を含め、ダム計画案を1年以内に検討する。

②代替案を含めた検討を「専門委員会」を設置して1年以内に取りまとめ、その結果を報告する。

③新規利水の需要が減少したこと等から現行のダム規模案の見直しについて検討する。

④良好な自然環境条件等に配慮し、現行のダムサイト案の見直しについて検討する。

11月28日には、与党三党政策責任者会議において清津川ダム事業は継続となりました。省庁再編後の国土交通省北陸地方整備局では、ダム計画を1年以内に取りまとめるため、鋭意作業を進めています。

地元では

三俣地域のうち100戸の住民で組織された清津川ダム対策協議会は、平成8年11月に国と新潟県から提示された生活再建計画及び地域整備計画の両素案について協議を続けてきました。また、平成9年10月には、実施計画調査を全面的に受け入れています。(ただし、ダム建設への移行は未了解。)

平成11年度からは、水無、外の川、みつまた高原、湯沢市街地などの地区に関するワークショップ(意見交換会)を13回、さらに2回のアンケート調査や検討部会を開催してきました。こうした活動により意見を広く反映させた地元案の取りまとめ作業を続けており、平成13年3月までに町を通じて国及び新潟県に回答書を提出する予定です。



三俣小学校体育館で行われたワークショップ

町では

湯沢町議会は、平成11年12月議会で清津川ダム建設促進に関する請願書3件を採択。町長、清津川ダム対策特別委員会、清津川ダム対策協議会では、国や国会議員に対し、度重なる要望活動を行ってきました。今後は、信濃川の治水や利水の上で大変重要なダムという認識に立ち、水没予定地の関係者の方々のご理解を得ながら、清津川ダムを大字三俣地域と湯沢町の発展・振興にどのようにつなげるかを検討していきます。

国・県の動向

国は、生活再建計画の検討を最優先し、生活再建計画案づくりを進めてきました。平成9年10月に地元が実施計画調査の全面受け入れを決定したことから平成10年度からは環境調査、地形地質調査も進めています。

新潟県は、清津川ダム対策協議会が策定中の地元案の提出を待って、水源地域を含め

た地域振興のための地域整備計画案の策定作業を進める予定です。

昨年11月18日には、平山征夫新潟県知事が歴代の県知事として初めて現地視察と懇話会を行いました。住民に対し、知事が「清津川ダムは信濃川の治水、利水の面から新潟県にとって必要である。」と述べたことは、記憶に新しいところです。

昨年12月7日、長岡市において清津川ダム事業促進を求める大会が開催され、事業促進の大会決議が採択されました。この大会に出席した湯沢町長は、地元はまだ建設を容認するかどうかの判断をしていないこと、生活再建地域整備計画の地元案を提出するときには、町が調整役を果たすことなどを報告しています。

地元三俣地区だけでなく、湯沢町全体に大きな影響を及ぼす清津川ダム計画。私たち住民は、今後もその推移を注意深く見守っていく必要があります。

清津川ダムの目的

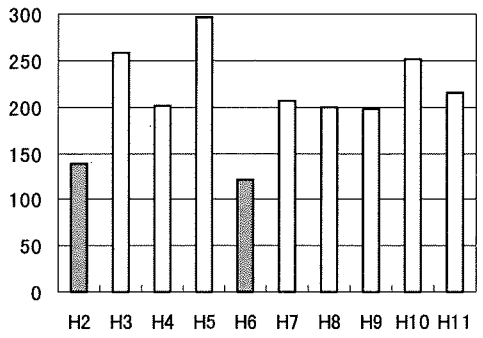
●その1

ダム上流域に降った雨を一時的に貯留することにより、下流のピーク流量を減少させて、信濃川の洪水被害を防止します。

●その2

本来、河川の流水が持っている機能（用水の安定取水、動植物の生息、舟運等）を正常に維持するために必要な水量として、目標水量が定められています。信濃川の豊かな水は、発電、農業用水、水道用水、工業用水などに利用されていますが、近年の10年間で2回も渇水（目標水量を下回ること。）が発生しています。そこで、渇水時に清津川ダムから河川に水を補給し、河川の本来の機能を維持し、安定した水利用を確保します。

流量の経年変化



流量の単位は㎥/ｓ。小千谷地点での目標水量145㎥/ｓをＨ2とＨ6は下回りました。

清津川ダム関連行政機関

名称		連絡先
国	国土交通省北陸地方整備局 清津川ダム調査事務所	石白　TEL 85－5041
県	新潟県企画調整部交通・資源対策課 清津川ダム駐在所	一之町　TEL 85－5365
町	湯沢町 清津川ダム対策室	役場2階　TEL 84－4788

清津川ダムに関連する組織

名称		目的	構成
湯沢町	清津川ダム対策協議会 （昭和47年12月5日設立）	ダム建設に関連する諸問題の検討を行い、対策を講ずるとともに必要に応じて調査研究し、関係機関と折衝を行う。	三俣地域のうち100戸の住民
	清津川ダム対策特別委員会 （昭和54年9月29日設置）	地元協議の円滑化を図る。	湯沢町議会議員8名
その他	清津川ダム対策連絡協議会 （昭和50年6月6日設立）	水没予定住民の生活再建計画及び関係地域市町村の開発計画・自然環境等についての調査研究と関係機関との協議・連絡を図り、その対策を樹立し、ダム計画の円滑な推進を図る。	湯沢町、津南町、中里村、川西町、十日町市の市町村長、議会の議長・主務委員長16名
	信濃川水系清津川ダム利水市町村協議会 （平成2年12月4日設立）	ダム建設を促進するため、水源地域の実情についての理解を深め、その振興策に協力する。	新潟県内信濃川水系周辺市町村長46名
中里村	清津川ダム対策協議会	ダム直下流の中里村への影響の調査、研究及び対策の立案。	中里村議会議員及び学識経験者、漁協、観光協会等の代表13名
	清津川ダム対策特別委員会	議会としての立場から調査、研究を進める。	中里村議会議員8名

所得税・住民税の申告
2月16日から3月15日まで

確定申告は、自己記載で

所得税は、各人が自分の所得金額とそれに対する所得税額を正しく計算して申告し、その所得税額を自発的に期限内納付するという制度を採用しています。

確定申告をしなければならない方が申告しなかったり、誤った申告をすると、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税が課され、さらに延滞税も納めなければなりません。

申告書等は、役場の税務課にも用意してありますので、自分で書いて確定申告しましょう。

【問い合わせ】
小千谷税務署
TEL 0258・83・2093

住民税の申告

平成13年1月1日現在、湯沢町に住んでいた人は、申告が必要です。ただし、税務署に平成12年分の確定申告書を提出した人、平成12年中の所得が給与のみで年末調整済みの人は必要ありません。（12年途中で就職・退職した人で年末調整をされていない人、雑損控除、医療費控除等を受けようとする人は申告が必要です。）

◆申告相談に必要なもの

①印鑑及び預金通帳等口座番号のわかるもの
②給与所得者及び年金受給者の方は源泉徴収票
③事業をしている方は収支明細書及びその資料
④不動産や配当所得、その他の収入のある方はその資料
⑤各種控除を受ける方は、そのための領収書や証明書
⑥農業所得のある方は「所得のお知らせ」（ハガキ）

なお、住民税の申告書は配布しません。必要な方はお送りしますので、ご連絡ください。

【問い合わせ】
税務課住民税係
TEL 84・3452

収支内訳書の記入や医療費控除のための医療費の集計をしてから、相談会場においでください。記入・集計されていない場合、会場においてご自分でしていただきます。

申告相談日程

月日		対象地区	時間	会場
2月	16日（金）	小原・中子・一之町	9：00～16：00	湯沢町役場3階大会議室
	19日（月）	宮林・添名・駅通		
	20日（火）	原新田・原・上中		
	21日（水）	田中・小坂・楽町		
	22日（木）	堰場・西原・谷地		
		税理士による還付申告無料相談	10：00～15：00	3階第1会議室
	23日（金）	平沢・滝ノ又・下中	9：00～16：00	3階大会議室
	26日（月）	戸沢・谷後・幅下		
	27日（火）	七谷切・旭原・諏訪		
	28日（水）	芝原・萩原・愛宕		
3月	1日（木）	栄町・中里・堀切		
		税務署による所得税・消費税申告相談	10：00～15：00	3階第1会議室
	2日（金）	八木沢・古野1・湯元	9：00～16：00	3階大会議室
	5日（月）	大島・古野2・布場		
	6日（火）	三俣2・松川・滝沢		
	7日（水）	三俣1・土樽・西中		
	8日（木）	二居・岩原高原・西山		
	9日（金）	浅貝・土樽スキー場・下熊野		
	12日（月）	上熊野・東電・石白・湯鉄神立		
	13日（火）	全町（上記の日に申告できなかった人）		
	14日（水）			
	15日（木）			

この3日間は、大変混み合いますので、できるだけご自分の相談日においでください。なお、税務署から日時・会場の指定を受けた方は、必ずそこで相談してください。

2001年はボランティア国際年

日本の提案に基づき、2001年を「ボランティア国際年（International Year Of Volunteers ＝ IYV）」とすることが1997年の国連総会で決まりました。今、身近な地域社会で、また国境を越えた国際舞台で取り組まれる様々なボランティア活動は、よりよい社会をつくるための大きな力となっています。ボランティア国際年は、こうしたボランティア活動を盛んにし、活動に参加しやすい環境づくりをするために世界中で取り組むキャンペーンです。



【問い合わせ】
2001年ボランティア国際年推進協議会（IYVJ）
東京都渋谷区代々木神園町3－1　NY内　日本青年奉仕会気付
TEL 03－5453－2001　FAX 03－5453－2505　ホームページ http://www.iyvj2001.org

国民健康保険税の未納はありませんか

●滞納者がいると…

国民健康保険税（以下、「国保税」といいます。）は、加入している皆さんの資産や所得、世帯の被保険者数などに応じて課税されています。国からの補助金などと合わせて、制度を支える大切な財源です。

もし、国保税を納めない人がいると、善良な納税者へのしわ寄せとなるなるばかりか医療保険制度そのものの運営ができなくなってしまいます。

●現在の滞納者への措置

当該年度の国保税の2倍以上の額を滞納している世帯に対しては、通常の被保険者証でなく、有効期限の短い「短期被保険者証」や「被保険者資格証明書」を交付し、国保税の納税を呼びかけています。

「被保険者資格証明書」は、湯沢町国民健康保険の被保険者であることの証明で、医療機関で受診した際は、一旦、医療費の全額を支払っていただくことになります。

●今年4月から より厳しくなります

改正された国民健康保険法に基づき、湯沢町でも今年の4月からは、滞納者に対して、次のような措置をとらせていただきます。

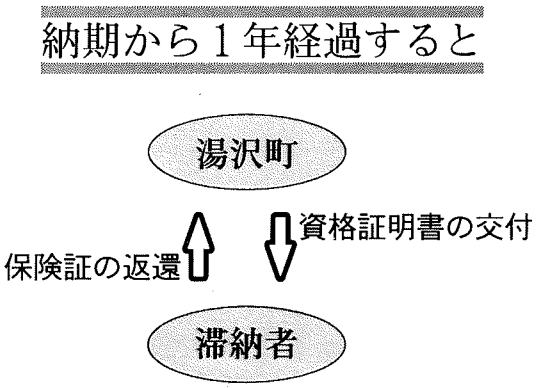
滞納額に関係なく、災害など政令で定められた特別な事情以外で、納期から1年経過しても滞納している世帯には、被保険者証を返還していただき、被保険者資格証明書を交付します。

ただし、滞納世帯に次の被保険者がいるときは、世帯主の申し出によりその方だけの被保険者証を交付します。

■老人医療の該当者
■国民健康保険法施行規則第5条の5に該当する者
■乳幼児及び義務教育課程の者

国保税を納めない人には、法律に基づき、厳しい措置をとることとなりますが、納められない特別な事情がある人や分割納入している人には、通常の被保険者証または短期被保険者証を発行しますのでご相談ください。

【問い合わせ】
住民課
TEL 84・3453
税務課
TEL 84・3452

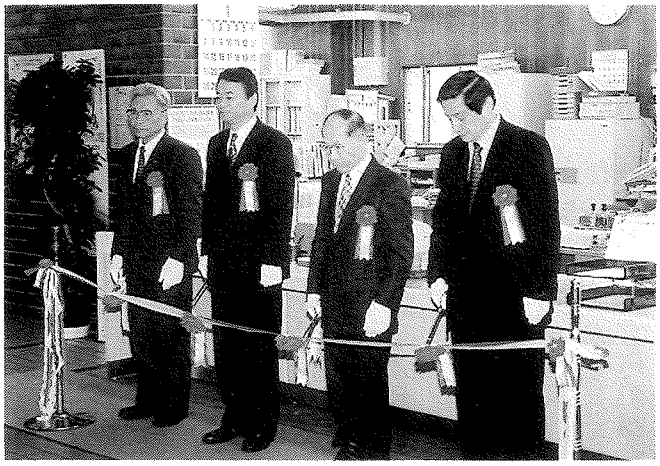


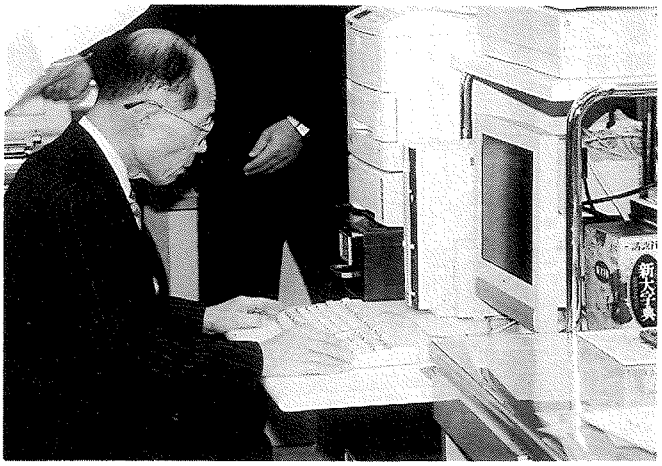


◆◆◆戸籍総合システムが稼動！◆◆◆

1月22日、戸籍事務がコンピュータ化されました。この日は、午前8時15分から式典が行われ、テープカットのあと、池田祥一助役がシステムを始動しました。（下写真）

今回のコンピュータ化により、証載事項が項目化され、従来の謄本・抄本と比べ、見やすくなりました。また、迅速な発行が可能となり、皆さんの待ち時間も短縮されるほか、戸籍の事務処理に要する時間の短縮と正確性の向上等の効果が期待できます。





（写真右から）
機器納入業者
富士ゼロックスシステムサービス㈱
湯沢町助役
池田祥一
新潟地方法務局六日町支局長
出口俊明
湯沢町議会議長
山本邦悦
（敬称略）

ご利用ください

町の奨学金貸与と就学援助

＜奨学金貸与制度＞

経済的理由により就学が困難な学生・生徒の方に、町の予算の範囲内で奨学金を貸与する制度です。

【条件】
①湯沢町に住所を有する方の子弟であること
②高等学校・高等専門学校・大学・大学院・専修学校または各種学校等に在学し、他の公的奨学金の給付または貸与を受けていないこと
③世帯の前年の所得税の合計額が50万円以下であること。

【貸与額】
高等学校または専修学校の高等課程等…月額20，000円
大学・大学院・短期大学・専修学校の専門課程等…月額50，000円

【返還期間・方法】
貸与を受けた期間の2．5倍の期間で、半年賦での返還（半年毎の支払い）となります。

【貸与利息】
世帯の所得税の合計額が30万円未満の場合　→　無利子
世帯の所得税の合計額が30万円以上の場合　→　年利2%

＜就学援助制度＞

生活困難な世帯の児童・生徒の保護者の方に、義務教育に要する費用の一部を援助する制度です。

※奨学金貸与制度及び就学援助制度の利用を希望する場合は、3月末日までに申請書を提出してください。必要書類等詳しくは、学校教育課（TEL 84－2211）へお問い合わせください。

児童手当について

13日に振り込まれます

10月から1月までの児童手当が、2月13日（火）に指定口座に振り込まれます。確認してください。

児童手当は、生活の安定と次代を担う児童の健全育成・資質向上を目的としており、そのしくみは次のとおりです。

◆支給対象
小学校入学前の児童を養育している人（ただし、所得が一定額以上の場合は支給されません。）

◆手当月額
第1子　5，000円
第2子　5，000円
第3子以降10，000円

◆支給
認定請求をした日の属する月の翌月から開始、支給事由の消滅した日の属する月分で終了します。手当は、毎年2、6、10月にそれぞれの前月分までを支給します。

※支給対象に該当する方で、請求をしていない方は届け出てください。なお、公務員は勤務先で手続きをしてください。

●年金変更時の届出

児童手当は、小学校入学前の児童を養育している方に支給されますが、児童手当の所得制限により児童手当を受けられないサラリーマン等（厚生年金等の加入者）については、その人の所得が一定未満の場合に限って、事業主の全額費用負担によって特例給付（児童手当と同額）がなされます。

会社等を退職すると厚生年金の資格を喪失するため、特例給付を受給できなくなりますので、資格喪失の届出が必要になります。届出が遅れると受給した額を返還してもらうことがありますので、ご注意ください。

また、国民年金加入者が所得制限で児童手当を受けられなかった場合、途中で会社等に就職すると厚生年金に加入し、特例給付を受けられることがありますので、改めて認定請求をしてください。

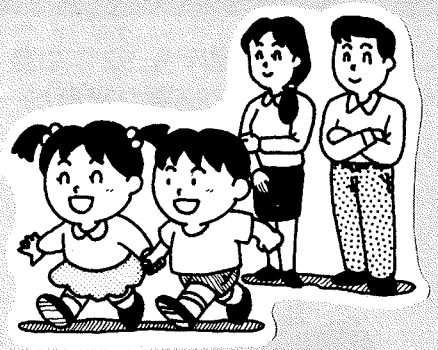
【届出・問い合わせ】
福祉保健課福祉係
TEL 84・4560

	該当者		費用負担
児童手当	被用者	サラリーマン等の厚生年金等加入者	事業主、国、県、市町村
	非被用者	自営業等の国民年金加入者	国、県、市町村
特例給付		被用者であって、所得制限により児童手当が支給停止となる者のうち、一定の所得未満の者	事業主

対象年齢を拡大
幼児医療費助成

現在、幼児の医療費助成は、1歳児と2歳が対象ですが、平成13年4月1日から対象年齢が拡大され、小学校入学前までとなります。

対象者の保護者には個別にお知らせしますが、下表の日程で受給者証の交付受付を行いますので、申請をしてください。



【持参するもの】
◆交付申請書（事前にお送りします。）
◆保険証

【問い合わせ】
保健センター
TEL 84・3149

対象	日時		会場
平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれ	2月16日（金）	9:00～17:00	保健センター
平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ	2月19日（月）		
平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれ	2月20日（火）		
上記日程で都合がつかない方	2月21日（水）		

やくばのしごと



皆さんの生活に一番近い役所が「役場」のはずなのですが、その中身は意外と知られていないようです。そこで、このコーナーでは、各課が自分たちの仕事や新しい事業などについてアピールします。

管財課

TEL 84・2611

ついにやってまいりました、管財課の番が。でも、管財課なんてあったっけ?という方もきっと多いことでしょう。

管財課は昨年4月から新しく設けられました。読んで字のごとく財産を管理するのが仕事で、今まで各課で維持管理していた施設(例えば役場庁舎は総務課、保育所は福祉保健課、学校は学校教育課、共同浴場は水道温泉課。)や町の有する土地を一つの課で管理することによって効率を上げようという趣旨です。

その仕事は?

①管財1係

町が所有している土地はいろいろありますが、道路敷や駐車場敷あるいは建物敷など特定の目的を持っている土地ではなく、特に利用目的を持っていない土地(これを普通財産といいます。)と町有貸付地を管理しています。

②管財2係

町有施設のうち、役場庁舎、保健センター、町営共同浴場の保守管理と保育所、学校、診療所、公民館及び民俗資料館の大規模な修繕等の工事を行います。

このうち、皆さんと直接関わりのある仕事は、町営共同浴場の保守管理でしょうか。共同浴場は、地域の皆さんの憩いの場でもありますが、観光で湯沢に訪れた方々にとってもそれは同じです。お互いに楽しくコミュニケーションしながら入浴したいものです。



昭和42年に建てられた役場庁舎。33年の歳月を経て、あちらこちらに修繕の必要な箇所が…。

③国土調査係

皆さんにとって、土地って何でしょうか。自分たちの生活の基本の一つで、とても大切なものですよね。

国土調査係で行っているのは地籍調査で、皆さんの土地の正確な位置、形、地番、地目、面積を明らかにする「土地の戸籍調査」というべきものです。

土地の一筆一筆について、その土地の所有者の立会いのもとで確認し、それぞれの境界点に杭を打ちます。そして杭を打った一筆ごとに最新の測量方法で測量し、正確な地図を作ります。この調査により精度の高い「地籍図」及び「地籍簿」が作られ、これまでの登記簿、地図が更新されます。その結果、現地での筆界の確認が容易になるほか、境界杭がなくなった場合でも元の位置に復元することが可能となるのです。

湯沢町では、平成4年度から地籍調査を行っていますが、12年度は中子地区の境界確認作業を進めてきました。13年度は中里地区を予定しています。地権者の皆さんのご協力をお願いします。



地籍調査は、町がすべての土地の境界を決めたり、皆さんの土地の所在や形状を調査したりするものではありません。皆さんが所有する土地の一筆一筆をご自分で確認していただく調査です。今後、係から境界立会い等の連絡がありましたら、ご協力をお願いします。

1月の救急出動

湯沢分署における救急事情（その17）

銀世界の中でシュプールを描き、爽快な気分を満喫できるスキー。スノーボード人気と相まって、ゲレンデはいろいろなコスチュームで華やいでいます。湯沢の冬、スポーツを大いに楽しんで、健康管理に努めたいものですね。

でも、無理をしたり、無謀な滑走、不注意などから様々な事故が発生しています。代表的なものに「骨折、捻挫、切創、打撲」があります。

事故で多いのが、スキーヤー、スノーボーダー同士の衝突や単独での事故です。頭を打ち、気持ち悪いという症状に始まり、ひどい場合は意識不明になることもあります。また、最近はスノーボードでジャンプをして背中から落ち、脊椎を圧迫骨折するというケースも増えています。



1月の救急搬送人数

		住民	町外者	合計
急病		13	24	37
一般負傷	スキー関連		32	32
	その他	9	15	24
交通事故		5	17	22
上記以外		4	1	5
合計		31	89	120

平成13年1月の湯沢分署の救急出動による搬送人員数を表にしてみました。今シーズンは降雪が順調でお客さんも多いようですが、雪による事故も増えているようです。

今シーズン、南魚沼郡内で発生した重大事故として、次のようなものがあります。

■屋根の雪下ろし中、誤って転落した。
死亡2件・重傷9件

■除雪機械等に巻き込まれた。
重傷2件

■落雪による怪我。
重傷1件

■寒さによる事故。
死亡2件

こうした事故の際でも、救急車が到着するまでの応急手当が重要となります。講習のお申し込みは湯沢分署（TEL84・3377）へどうぞ。

カートリッジタンクのキャップは確実に締めて

タンクを戻そうとした瞬間、キャップが外れて燃え盛る燃焼筒に！

石油ストーブ・ファンヒーターなど暖房器具を使用するときは、次の点に注意しましょう。

◎給油は必ず消火してから行う。◎タンクのキャップは確実に締めてからセットする。
◎周囲は整理整頓。◎小さな子どものいる家庭では、ガードフェンス等を取り付ける。
◎ポリタンクは火の気の無いところに置き、多量に保管しない。

〈魚沼消防本部〉 TEL 82-1211（3月12日午後2時からは、TEL 82-9119になります。）

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

建物火災による死者のうち8割以上が住宅火災によるもので、
そのうち半数以上が65歳以上の高齢者です。住宅火災の予防のため、
次の「3つの習慣・4つの対策」を心がけましょう。

3つの習慣

- **寝たばこ**は、絶対やめる。
- **ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- **ガスこんろ**などのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用**火災警報器**を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、**防炎製品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用**消火器**を備える。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。



2002 FIFA ワールドカップサッカー
～開催地住民販売チケット申込～



いよいよ2002年のワールドカップサッカー大会のチケット申込が開始されます。新潟県在住の方は、一般販売の申込に加えて新潟会場の３試合について開催地住民販売に申し込むことができます。

【開催地住民販売の申込受付期間】
２月15日（木）～３月14日（水）まで（当日消印有効）

【開催地住民とは】
申込日現在、新潟県に在住している方

【注意事項】
- 「開催地住民販売用チケット申込ガイド」により、郵便で申し込んでいただきます。
- お一人１申込となります。（重複申込は無効。）
- １試合につき、同行者分を含め４枚まで購入可能。ただし、同行者も新潟県在住者でなければなりません。
- 昭和57年４月２日以降生まれの方の申込には、親権者の同意が必要です。
- 上記に反した場合及び必要事項の記入漏れがあると無効になります。詳細は「開催地住民販売用チケット申込ガイド」をお読みください。

【申込ガイドの設置場所】
湯沢町公民館　（開館時間は、9：00～20：00）
新潟県庁　６階ワールドカップ推進室
※一般販売、車椅子販売の申込ガイドについては、JAWOCチケットセンターにお問い合わせください。

【問い合わせ】
JAWOCチケットセンター　℡03-3287-1199（月～金/10：00～18：00　祝日除く。）
第一次販売チケットインフォメーション（24時間テープ対応）　℡0180-993-531（携帯、PHSは不可）

掲示板

第17回「平和の日」新潟の集い

21世紀の幕開けを記念して、日本ペンクラブ著名作家によるリレートークが行われます。

日　時：３月３日（土）13:00開演
会　場：新潟県民会館大ホール
テーマ：平和の日に想う21世紀・ふるさと・みどり・私たちの暮し
出　演：米原万里VS西木正明
森ミドリVS新井満
俵　万智VS赤瀬川隼
下重暁子VS辻井喬

【申込】
往復ハガキの往信用に「平和の日」参加希望、住所、氏名、入場希望人数を、また返信用に宛名明記の上、下記にお申し込みください。（無料、先着順。）

〒950－8570新潟県環境生活部文化振興課
℡025－280－5139

農業用軽油の免税証の交付

農業用トラクター等に使用する免税軽油の購入に必要な免税証を交付しますので、ご希望の方は申請してください。

【交付日時】
３月15日（木）・16日（金）　9:00～16:00
※時間内においでください。

【場所】
六日町総合庁舎２階・第３会議室

【持参するもの】
①昨年に引き続き申請する場合
・免税軽油使用者証（機械を買い替えた場合は機械の所有証明が必要）
・耕作面積証明書（農業委員会が証明するもの）
・印鑑（共同で申請する場合は全員のもの）
②初めて申請する場合
・機械の所有証明（販売店等が証明するもの）
・耕作面積証明書（農業委員会が証明するもの）
・印鑑（共同で申請する場合は全員のもの）

【問い合わせ】
六日町財務事務所課税課（軽油引取税担当）
℡72－2663

自衛隊幹部候補生募集（一般・飛行要員）

【応募資格】
日本国籍を有し、22歳以上26歳未満（昭和51年4月2日～昭和55年4月1日生まれ）の大学卒業程度の学力を有する者。ただし、大学院修士課程修了者については、28歳未満。

【受付期間】
4月9日～5月11日

【一次試験日】
5月26日（土）
一般教養・専門

【待遇】
入隊後1年で幹部（3等陸・海・空尉）に昇任。（大学院修士課程修了者については2等陸・海・空尉）
◆昇給　年1回
◆初任給　21万8，000円（大学院卒23万7，300円）
◆賞与　年間4．95ヵ月
◆その他手当有り

【身分】
特別職国家公務員

【問い合わせ】
長岡市学校町2－9－26
自衛隊長岡出張所
TEL0258・33・0256

湯沢町商工会職員募集

【募集人員】
1名

【職種】
商工会一般職

【応募資格】
高校卒業（平成13年3月卒業見込み可）以上で、簿記3級以上の資格及び普通運転免許を有する年齢30歳（平成13年3月1日現在）までの者

【給与、勤務条件等】
商工会職員服務規定・給与規定による。

【採用試験日・会場】
3月2日（金）・湯沢町商工会館
一般教養、小論文、面接

【応募・問い合わせ】
写真を貼付した履歴書1通に資格等を証明する書類を添えて左記に提出してください。
湯沢町商工会
TEL84・2522

【応募締切】
2月26日（月）

平成13年度湯沢町臨時職員登録者募集

募集職種	事務補助	保育士	給食調理員	保健業務補助
登録資格	高卒以上の学歴を有し、平成13年4月2日時点で年齢18歳以上49歳以下	保育士資格または幼稚園教諭免許を有し、平成13年4月2日時点で年齢49歳以下	栄養士の資格または調理師免許を有し、平成13年4月2日時点で年齢18歳以上59歳以下	保健婦、助産婦、（准）看護婦いずれかの免許を有し、平成13年4月2日時点で年齢49歳以下
勤務場所	役場または町施設	町立保育所	町立保育所	保健センター
賃金月額	142，100円（通勤費支給）	152，900円～（通勤費支給）	146，900円～（通勤費支給）	159，100円～（通勤費支給）
福利厚生	厚生年金保険、健康保険、雇用保険及び労災保険については、法令の定めるところにより加入します。			
雇用期間	5ヶ月以内。ただし、必要に応じて、1ヶ月離職した後5ヶ月以内の範囲で延長する場合もあります。			
応募方法	市販の履歴書に所要事項を記入し、登録に必要な資格証、免許証の写しを添付のうえ、役場総務課に提出してください。なお、再登録の方については、履歴書の写真及び資格証、免許証の写しは不要です。			
募集期間	4月から採用を希望する方は、2月23日までにお申し込みください。それ以外の方は、随時受け付けます。			
問い合わせその他	**総務課人事給与係　TEL 84 － 3451** **※登録者が多数あった場合等、登録いただいても採用できないことがありますので、あらかじめご了承ください。** ※保健業務補助の職種では、検診・相談・訪問等の補助をしていただきます。			

「地籍調査」閲覧中

平成11年度に実施した地籍調査区域（添名、中子の一部）の地籍簿等の閲覧が行われています。

【期間】
2月21日（水）まで
（土、日、祝日を除く。）
午前9時～午後5時
【場所】
管財課（役場1階）
【問い合わせ】
管財課国土調査係
TEL84・2611
※印鑑を持参してください。

多重債務110番

「しつこい取り立てに困っている」「自己破産したいのだが」「名義を貸してしまった」等借金返済でお悩みの方、電話での無料相談をお受けし、法律的なアドバイスをします。この機会にご相談ください。

【相談日時・電話番号】
2月25日（日）
午前10時～午後4時
TEL025・229・9361
（当日限り）
※相談は無料です。

【問い合わせ】
新潟県司法書士会事務局
TEL025・228・1589

労働110番

長岡労政事務所（長岡総合庁舎3階）では、賃金・解雇・労働条件等に関する悩みごとのご相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

【相談時間・電話番号】
月～金曜日（休日除く）
午前8時30分～午後5時15分
TEL0258・37・6110
※相談は無料です。

お年寄りのよろず相談

新潟県高齢者総合相談センター（新潟市上所2-2-2新潟ユニゾンプラザ3階）では、お年寄りやその家族の方々が抱える悩みごとや心配ごとについての電話相談をお受けしています。

【相談時間・電話番号】
月～金曜日（休日除く）
午前9時～午後5時
TEL025・285・4165
※相談は無料です。

固定資産課税台帳の縦覧

平成13年度の固定資産課税台帳の縦覧を次のとおり行います。ご自分の財産を確認する大切な機会ですので、ぜひご活用ください。

【期間】
3月1日（木）～21日（水）
（土、日、祝日除く。）
8：30～17：15
【場所】
税務課（役場2階）
【問い合わせ】
税務課　TEL84-3452
※本人の資産以外は縦覧できません。代理の方は、必ず本人からの委任状を持参してください。

献血中止のお知らせ

2月20日に保健センター前において行われる予定だった献血は、都合により中止となりました。

【問い合わせ】
福祉保健課
TEL84・4560

お詫び

1月28日の「前原医師退職」の記事中、お名前は「晃」の誤りでした。深くお詫びし、訂正させていただきます。

まちのうごき

1月届出分		2月1日現在		（前年比）
出生	5	男	4,460	（－42）
死亡	4	女	4,615	（＋32）
転入	7	計	9,075	（－10）
転出	26	世帯	3,147	（－28）

ご結婚おめでとうございます



1月25日　峰尾　美之　さん（一之町）
（三留）　浩子　さん（一之町）

♡メッセージ♡
明るい家庭を築きたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

お誕生おめでとうございます



1月17日　高井　有稀奈（ゆきな）さん（松川、亮一・利江さん）
1月18日　佐藤　遥（はるか）　さん（谷地、和也・ゆかりさん）